

労災診療費算定基準について

～事務・手続き上の留意事項～

令和6年9月19日(木) 於 東京都医師会(講堂)

東京労働局 労働基準部

労災補償課 分室

労災医療監察官

時岡 恒二

POINT1

・主な労災保険取扱様式について

POINT2

・請求書、内訳書の留意点

POINT3

・労災診療費算定基準について

info1

・請求権の時効について

info2

・再審査について

KEY

令和6年6月 労災診療費算定基準の一部改定

主な労災保険取扱様式 について

労災指定医療機関で取扱う主な労災様式

名称	様式		概要	提出先
	業務災害	通勤災害		
(療養補償給付及び複数事業労働者) 療養(補償)給付たる 療養の給付請求書	様式第5号	様式第16号の3	災害発生時最初の労災指定医等にて 受診する場合	患者から医療機関を経由し 東京労働局労災補償課分室へ提出 ※東京労働保険医療協会の会員は協会へ提出
(療養補償給付及び複数事業労働者) 療養給付たる療養の給付を 受ける指定病院等(変更)届	様式第6号	様式第16号の4	指定医等を変更する場合	患者から医療機関を経由し 東京労働局労災補償課分室へ提出 ※東京労働保険医療協会の会員は協会へ提出
(療養補償給付及び複数事業労働者) 療養(補償)給付たる 療養の費用請求書	様式第7号(1)	様式第16号の5(1)	治療用装具や移送費の請求、 非指定医療機関を受診する場合等	患者が所轄監督署へ提出
	様式第7号(2)	様式第16号の5(2)	非指定薬局用	患者が所轄監督署へ提出
	様式第7号(3)	様式第16号の5(3)	柔道整復師用	患者が所轄監督署へ提出
	様式第7号(4)	様式第16号の5(4)	はり・きゅう用	患者が所轄監督署へ提出
(休業補償給付支給請求書 複数事業労働者) 休業(補償)給付支給請求書	様式第8号	様式第16号の6	休業給付を受ける場合	患者が所轄監督署へ提出
(障害補償給付 複数事業労働者) 障害(補償)給付支給請求書	様式第10号	様式第16号の7	後遺症が残り障害の給付を受ける場合	患者が所轄監督署へ提出
	診断書		医師が患者の障害の状態に関する 診断を行う場合	

療養(補償)給付たる療養の給付請求書 ⑤様式第5号 ⑥様式第16号の3

様式第5号 業務災害用

様式第5号 業務災害用

① 労働者情報

② 事業主情報

③ 労災患者情報

④ 労災患者情報(災害の原因及び発生状況)

⑤ 事業主の証明欄

⑥ 労災患者情報(転医先)

⑦ 労災患者情報(転医先)

⑧ 労災患者情報(転医先)

⑨ 労災患者情報(転医先)

⑩ 労災患者情報(転医先)

⑪ 労災患者情報(転医先)

⑫ 労災患者情報(転医先)

⑬ 労災患者情報(転医先)

⑭ 労災患者情報(転医先)

⑮ 労災患者情報(転医先)

⑯ 労災患者情報(転医先)

⑰ 労災患者情報(転医先)

⑱ 労災患者情報(転医先)

⑲ 労災患者情報(転医先)

⑳ 労災患者情報(転医先)

㉑ 労災患者情報(転医先)

㉒ 労災患者情報(転医先)

㉓ 労災患者情報(転医先)

㉔ 労災患者情報(転医先)

㉕ 労災患者情報(転医先)

㉖ 労災患者情報(転医先)

㉗ 労災患者情報(転医先)

㉘ 労災患者情報(転医先)

㉙ 労災患者情報(転医先)

㉚ 労災患者情報(転医先)

㉛ 労災患者情報(転医先)

㉜ 労災患者情報(転医先)

㉝ 労災患者情報(転医先)

㉞ 労災患者情報(転医先)

㉟ 労災患者情報(転医先)

㊱ 労災患者情報(転医先)

㊲ 労災患者情報(転医先)

㊳ 労災患者情報(転医先)

㊴ 労災患者情報(転医先)

㊵ 労災患者情報(転医先)

㊶ 労災患者情報(転医先)

㊷ 労災患者情報(転医先)

㊸ 労災患者情報(転医先)

㊹ 労災患者情報(転医先)

㊺ 労災患者情報(転医先)

㊻ 労災患者情報(転医先)

㊼ 労災患者情報(転医先)

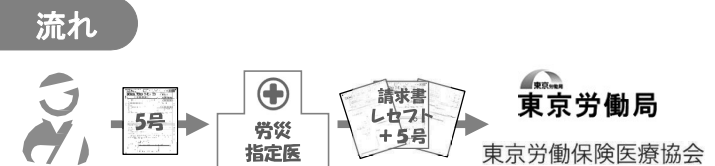
㊽ 労災患者情報(転医先)

㊾ 労災患者情報(転医先)

㊿ 労災患者情報(転医先)

概要 業務中・通勤中に被災した労働者が、労災指定医療機関に、この様式を提出することで、治療費を支払うことなく療養にかかる給付を受けることができる(現物給付)

文書料 取扱料として2,000円をレセプト請求可能



注意 請求人=労災患者
住所、氏名等の記入漏れがないか必ず確認

5

療養(補償)給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届 ⑤様式第6号 ⑥様式第16号の4

様式第6号 業務災害用

様式第6号 業務災害用

① 労働者情報

② 事業主情報

③ 労災患者情報

④ 労災患者情報(災害の原因及び発生状況)

⑤ 事業主の証明欄

⑥ 労災患者情報(転医先)

⑦ 労災患者情報(転医先)

⑧ 労災患者情報(転医先)

⑨ 労災患者情報(転医先)

⑩ 労災患者情報(転医先)

⑪ 労災患者情報(転医先)

⑫ 労災患者情報(転医先)

⑬ 労災患者情報(転医先)

⑭ 労災患者情報(転医先)

⑮ 労災患者情報(転医先)

⑯ 労災患者情報(転医先)

⑰ 労災患者情報(転医先)

⑱ 労災患者情報(転医先)

⑲ 労災患者情報(転医先)

⑳ 労災患者情報(転医先)

㉑ 労災患者情報(転医先)

㉒ 労災患者情報(転医先)

㉓ 労災患者情報(転医先)

㉔ 労災患者情報(転医先)

㉕ 労災患者情報(転医先)

㉖ 労災患者情報(転医先)

㉗ 労災患者情報(転医先)

㉘ 労災患者情報(転医先)

㉙ 労災患者情報(転医先)

㉚ 労災患者情報(転医先)

㉛ 労災患者情報(転医先)

㉜ 労災患者情報(転医先)

㉝ 労災患者情報(転医先)

㉞ 労災患者情報(転医先)

㉟ 労災患者情報(転医先)

㊱ 労災患者情報(転医先)

㊲ 労災患者情報(転医先)

㊳ 労災患者情報(転医先)

㊴ 労災患者情報(転医先)

㊵ 労災患者情報(転医先)

㊶ 労災患者情報(転医先)

㊷ 労災患者情報(転医先)

㊸ 労災患者情報(転医先)

㊹ 労災患者情報(転医先)

㊺ 労災患者情報(転医先)

㊻ 労災患者情報(転医先)

㊼ 労災患者情報(転医先)

㊽ 労災患者情報(転医先)

㊾ 労災患者情報(転医先)

㊿ 労災患者情報(転医先)

概要 労災患者が労災指定医療機関から別の労災指定医療機関に転医したときに転医先の医療機関に提出

文書料 取扱料は請求できない



注意 届出人=労災患者
住所、氏名等の記入漏れがないか必ず確認
様式下段、転医前と転医後も記入してもらう

6

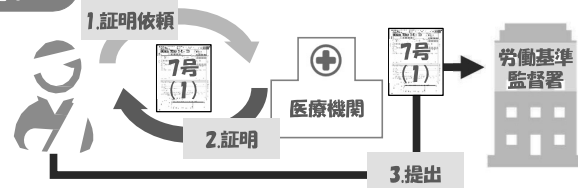
療養(補償)給付たる療養の費用請求書 ⑦様式第7号(1) ⑧様式第16号の5(1)

様式第7号(1) 業務災害用

概要 被災労働者本人がその療養でかかった治療費(装具や移送費を含む)等の費用を、全額負担した後、所轄の労働基準監督署に請求する際に使用

文書料 取扱料は請求できない

流れ



注意 医療機関証明後は患者へ返却する

7

休業(補償)給付支給請求書 ⑦様式第8号 ⑧様式第16号の6

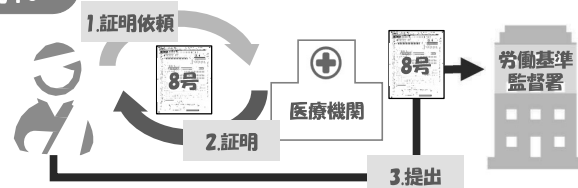
様式第8号 業務災害用

概要 労災患者が労災により負傷を負い、療養のため労働することができず、賃金を得られなかった場合、休業4日目から労災患者に、休業(補償)給付が支給される

文書料

証明料として2,000円をレセプト請求可能

流れ



注意 ①欄「療養のため労働できなかった期間」が記入されていることを確認し②欄を医師にて証明
③欄「療養のため労働することができなかったと認められる期間」は①欄の期間内で医師にて証明可能な期間を証明

8

13

様式名称	様式番号
療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付請求書	様式第5号
療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届	様式第6号
療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)	様式第7号(1)～(5)
休業補償給付支給請求書、複数事業労働者休業給付支給請求書、休業特別支給金支給申請書(同一傷病分)	様式第8号(両面)及び別紙3
療養給付たる療養の給付請求書	様式第16号の3
療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届	様式第16号の4
療養給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)	様式第16号の5(1)～(5)
休業給付支給請求書、休業特別支給金支給申請書(同一傷病分)	様式第16号の6(両面)及び別紙3
二次健康診断等給付請求書	様式第16号の10の2

請求書、内訳書の留意点

作成の仕方

新規署分の見分け方

診機様式第1号
労働者災害補償保険診療費請求書

JASSA第1号		労働者災害補償保険診療費請求書		会社番号 0123456789	
① 傷病者	34720	② 傷病者の番号		③ 申請年月日	
④ 請求金額		⑤ 内訳書部枚数			
金額が欄とマークを付してください。					
ただし、⑥ 請求年	⑦ 請求月	⑧ 発付正確			
⑨ 請求日	⑩ 請求日				
____ 年 ____ 月 ____ 日					
郵便番号 _____					
住 所 _____					
(所在地)					
請 求 人 の 名 称 _____					
(病院又は診療所)					
責任者氏名 _____					
____ 労働局長 殿 _____ 電話番号 _____					
(署分)					
交付					

診機様式第1号の記入の仕方

■ 診機様式第1号

労働者災害補償保険診療費請求書

※標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

① 指定病院等の番号

1 3 X X X X X

【確認①】“13”から開始する7桁の労災指定番号を記入

② 請求金額

¥ 8 8 2 0 2

【確認②】「請求金額」へ各レセプトの「合計額」を足し合わせた総合計金額を記入(先頭に ¥ を記入)

③ 内訳書添付枚数

3

【確認③】「内訳書添付枚数」へ当該請求書に添付しているレセプトの総枚数を記入(続紙等含めず)

④ 請求年

9 0 6 年

⑤ 請求月

0 6 月分

【確認④】「請求年」「請求月」へ添付したレセプトの最新年月を記入

田中 次郎 ほか 2 名に対する診療費の内訳は、別紙内訳書のとおり。

17

診機様式第1号の記入の仕方

田中 次郎 ほか 2 名に対する診療費の内訳は、別紙内訳書のとおり。

上記の金額を請求します。

【確認⑤】労災患者名および人数を記入

【確認⑥】提出年月日を記入

令和 6 年 7 月 5 日

【確認⑦】病院の名称等を必ず記入

郵便番号 101-0062

東京都千代田区
神田駿河台 2-5

医療法人社団
△□会 ○×病院

【確認⑧: 労働局欄】
対象の局を記入

請求人の
(病院又は診療所)

責任者氏名 東京 太郎

【確認⑨: 署分欄】
初回分は各管轄を記入
継続分は記入しない

東京 労働局長 殿
(中央 署分)

電話番号 03-0000-△△△△

18

診機様式第3号
診療費請求内訳書(入院外用)

診療機様式第3号 (同一傷病)		指定病院 等の番号	1 3 X X X X X	病院等 の名称	医療法人社団△□会 ○×病院
帳票種別	修正項目番号	①新継再別	②転移事由	③支払額	
34722		1初診 3転院 5療養 7再発	1初診 3転院 5療養 7再発		
④労働保険番号	⑤支払理由	⑥増減理由			
13101XXXXXX000					
⑦明細日 7010101	⑧傷病発症日 9060601	⑨増減日 1060630			
⑩診療日数 006	⑪日数 60512	⑫処理区分			
労働者の氏名	田中 次郎 (35歳)	傷病の部位及び傷病名	右足第1指骨折		
事業の名称	(株)×○△	傷病の経過	積み荷を右足に落とし来院。 右足第1指骨折に対しギプス固定し経過観察中。		
事業場の所在地	東京 千代田				

診機様式第3号の記入の仕方

診機様式第3号 第1回 (同一傷病)		指定病院 等の番号	1 3 X X X X X	病院等 の名称	医療法人社団△□会 ○×病院
帳票種別	修正項目番号	①新継再別	②転移事由	③支払額	
34722		1初診 3転院 5療養 7再発	1初診 3転院 5療養 7再発		
④労働保険番号	⑤支払理由	⑥増減理由			
13101XXXXXX000					
⑦明細日 7010101	⑧傷病発症日 9060601	⑨増減日 1060630			
⑩診療日数 006	⑪日数 60512	⑫処理区分			
労働者の氏名	田中 次郎 (35歳)	傷病の部位及び傷病名	右足第1指骨折		
事業の名称	(株)×○△	傷病の経過	積み荷を右足に落とし来院。 右足第1指骨折に対しギプス固定し経過観察中。		
事業場の所在地	東京 千代田				

枝番号が無い場合は「000」を記入する

記入漏れ
注意!

新継再別、転帰事由記載の仕方

①新継再別		②転帰事由	
1 初診		1 治ゆ	
3 転医始診		3 継続	
5 継続		5 転医	
7 再発		7 中止	
		9 死亡	

番号	①新継再別		番号	②転帰事由	
	区分	意味		区分	意味
1	初診	「療養（補償）給付たる療養の給付請求書」（様式第5号又は、第16号の3）が添付され、当該傷病によるレセプト初回請求の場合。	1	治ゆ	労災傷病が治ゆ又は傷病の状態が停滞状態となり症状固定となったとき。
3	転医始診	「療養（補償）給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届」（様式第6号又は、第16号の4）が添付され、労災指定医療機関から労災指定医療機関へ転医し転医始診月レセプト請求の場合。	3	継続	転帰事由番号1・5・7・9以外のすべて。 （請求の最終日以後も継続治療を必要とする場合）
5	継続	新継再別番号1・3・7以外のすべて。	5	転医	他の医療機関に転医した場合。
7	再発	「療養（補償）給付たる療養の給付請求書」（様式第5号又は、第16号の3）が添付され、当該傷病が治ゆ、又は一定期間中止後に再度治療が必要となりレセプト請求する場合。	7	中止	継続治療を必要とする状態で、治療中止した場合（他の傷病治療のため一時中止又は通院指示する被災者理由により来院しない場合等）
			9	死亡	被災労働者が死亡した場合。

21

初回分の綴じ方

中央署管轄分 5号

患者A

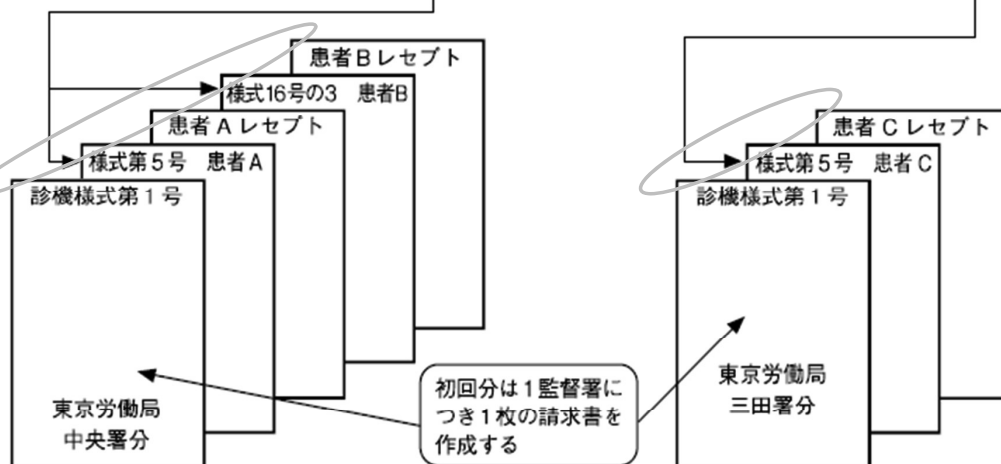
16号の3

患者B

三田署管轄分 5号

患者C

ホチキスまたは
こよりでまとめる

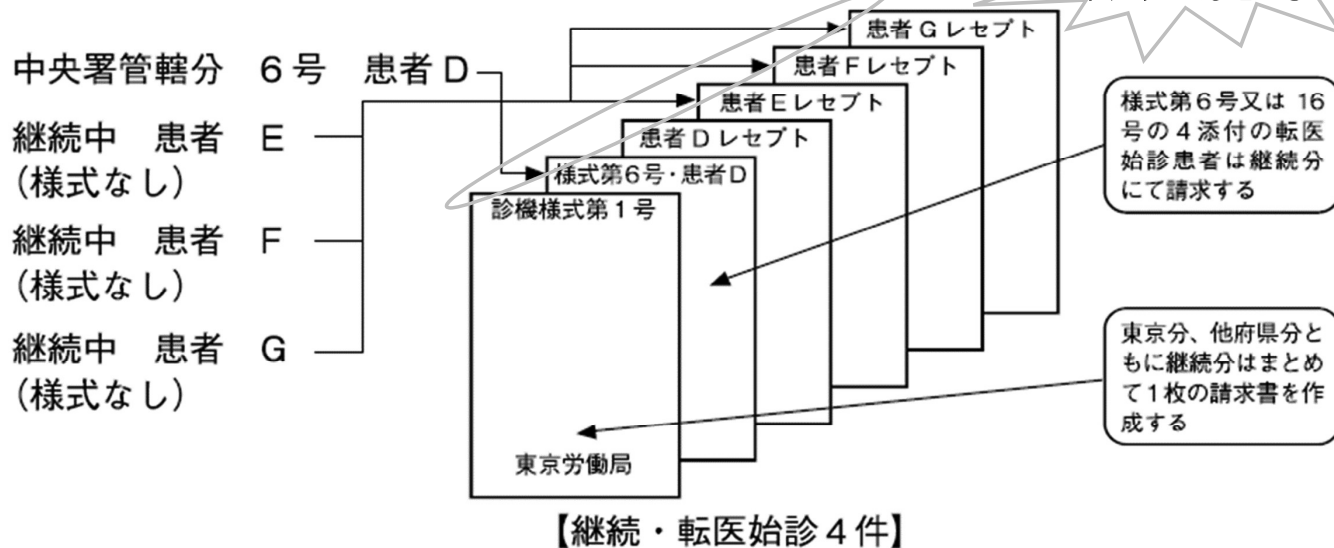


【初回 中央署分2件】

【初回 三田署分1件】

22

継続分の綴じ方



23

レセプトの記入について(機械処理部分)

- ・ 黒のインクを使用
- ・ 標準字体で枠の中に大きめに記入

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

- ・ 書き損じた場合

7⁹ 0 1 0 4⁶ 3⁰ 0⁷

※消しゴム、修正ペンでの訂正不可

24

労災診療費算定基準について

- 労災診療費の基準
- 労災診療費の診療単価と独自の措置
- 健康保険で追加された加算について
- 初診料
- 救急医療管理加算
- 療養の給付請求書取扱料
- 再診料
- 再診時療養指導管理料
- 外来管理加算の特例
- その他の主な指導料

労災診療費の基準

P37

労災診療費は原則として、健康保険の診療報酬点数表（以下、健保点数表）に従って算定する。労災保険独自の算定基準を定めているものについては、その取扱いに従って算定する。

健保点数表に掲げられる点数の例（新設から抜粋）

- | | |
|-----------------|---------------|
| ●医療情報取得加算 | ●医療ＤＸ推進体制整備加算 |
| ●看護職員処遇改善評価料 | ●ベースアップ評価料 |
| ●急性期リハビリテーション加算 | ●大腿骨遠位骨切り術 |

労災保険における療養の給付は、健康保険の保険給付に準拠しつつも、労災保険制度の趣旨、目的の下、労災医療の特殊性等を考慮する必要がある診療行為について、次のような観点から独自の措置を講じている。

1. 労災診療の特殊性等を考慮した評価

- 患者が業務上の災害であるか確認
- 療養継続の治療効果の確認
- 治療効果が認められない場合の症状固定（治ゆ）の判断



- 健康保険より高く定められた初診料、再診料、処置などの金額又は点数
- 労災保険の診療単価
課税医療機関 1点12円
非課税医療機関 1点11円50銭

非課税医療機関＝法人税法で医療保険業に課税されない医療機関（国公立等）の詳細は労災診療費算定基準本P35,36参照

2. 労働災害による傷病の複雑さ等を考慮した独自項目の設定、評価

- 労働災害では工場などでの四肢に係る重度の創傷が多い
- 創面が汚染されている



- 四肢の傷病に係る手術等の加算
- 初期治療への加算

3. 傷病労働者の早期職場復帰に資する独自項目の設定、評価

- 傷病労働者の労働能力の回復
- 早期職場復帰を目的としている



- リハビリテーションに対する評価の充実
- 職場復帰を支援する指導の充実

初診料 3,850円（初診料注5ただし書き1,930円）

P39

健保とは異なり、点数ではなく金額の3,850円で算定する。
支給事由となる災害の発生につき算定できる。
健保点数表の初診料 注5ただし書きに該当する場合は、1,930円を算定する。

紹介状なしで受診した場合の定額負担料を傷病労働者から徴収した場合は、1,850円で算定する。

※定額負担料とは、健康保険における初診時の選定療養費のこと

健保の初診料
291点

時間外、深夜
休日加算 等
あわせて算定可

支給事由
となる災害につき
算定できる

重要！

救急医療管理加算

※入院については7日を限度

入院 6,900円

外来 1,250円

P42

初診時に救急医療を行った場合に算定することができる。

【重複算定できないもの】

健保の
救急医療管理加算

特定入院料
(救命救急入院料、特定集中
治療室管理料 等)

保険外併用療養費
(初診時自己負担金)

療養の給付請求書取扱料

2,000円

P44

「療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付請求書業務災害用・複数業務要因災害用(様式第5号)」又は「療養給付たる療養の給付請求書 通勤災害用(第16号の3)」を取扱った場合に算定できる。

【取扱料を算定できないもの】

再発

転医始診
様式第6号
様式第16号の4

そもそもレセプトに添付
するものではない！

注意

費用請求書
様式第7号(1)
様式第16号の5(1)

レセプト返戻対象

31

令和6年6月
改定

再診料 1,420円 (再診料 注3 710円)

P45

健保とは異なり、一般病床数200床未満、及び歯科・歯科口腔外科においては、点数ではなく金額1,420円で算定する。

健保点数表の再診料 注3に該当する場合は710円を算定する。

歯科、歯科口腔外科の再診について、他の病院(病床数200床未満に限る)又は診療所に対して、文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、当該医療機関を受診した場合の定額負担料を傷病労働者から徴収した場合は、1,020円を算定する。

健保の
再診料75点



歯科、歯科口腔外科
以外で200床以上の
医療機関は
外来診療料で算定

時間外、深夜
休日加算を
あわせて算定可

32

外来患者に対して再診時に以下の療養上の指導を行った場合に指導の都度、算定できる。

療養上の指導

- 食事
- 日常生活動作
- 機能回復訓練
- メンタルヘルスに関する指導

【留意点】

- 同一月において重複算定できない管理料（労災診療費算定基準本 P48 参照）
- 同日、複数科で再診を行っても指導料は1回のみ算定
- 指導内容をカルテに記載

- 再診時に、健保点数表において外来管理加算を算定することができない処置・検査等を行った場合でも、その点数が52点に満たない場合には、特例として外来管理加算52点を算定できる。
- 52点に満たない処置・検査等が2つ以上ある場合には最も低い点数に対して外来管理加算を算定し、他の点数は外来管理加算の点数に読み替え算定することができる。

【留意点】

- 健保点数表の再診料の注8にかかわらず従前どおり計画的な医学管理を行った場合に算定できる
- 処置・検査等とは、健保点数表の「リハビリテーション、精神科専門療法、処置、手術、麻酔及び放射線治療」および「生体検査料のうちの、超音波検査等、脳波検査等、神経・筋検査、耳鼻咽喉科学的検査、眼科学的検査、負荷試験等、ラジオアイソトープを用いた諸検査、内視鏡検査」を指す

外来管理加算の早見表

P49

区 分 項 目	再診料	外来管理加算		処置・検査等の算定	
		健保点数	特 例	健保点数	特例 読み替え
処置・検査等がないとき	1,400円	+52点			
52点未満の処置・検査等が1つあるとき	1,400円		+52点	所定点数	
52点未満の処置・検査等が2つ以上あるとき	1,400円		+52点	最も点数の低いものは所定点数	その他のものは52点と読み替える
52点以上の処置・検査等のみのとき	1,400円			所定点数	

35

社会復帰支援指導料

130点

P104

3か月以上の療養を行っている傷病労働者に対して、治ゆが見込まれる時期及び治ゆ後における日常生活(就労を含む)上の注意事項等について、所定の様式に基づき指導することで、同一傷病労働者につき、1回に限り算定できる。

職場復帰支援・療養指導料

P106

①精神疾患を主たる傷病とする場合

初回 900点 2回目 560点
3回目 450点 4回目 330点

②その他の疾患の場合

初回 680点 2回目 420点 3回目 330点 4回目 250点

『新興感染症(新型コロナウイルス感染症)罹患後症状の場合』は新型コロナウイルス感染症に限定しない感染症を対象とした恒常的な対策へと見直されることに伴い、「②その他疾患の場合」で算定する。

令和6年6月
改定

36

内訳書記入例(初診料、再診料、指導、各種加算)

時間外加算 医療情報取得加算1
85点 + 3点

労災保険における初診料、再診料等は
内訳書右側「金額」欄で算定する。
(健保点数での算定はしない)

診療内容			点数(点)	診療内容	金額	摘要	
⑪	初診	時間外・休日・深夜	88	⑪	初診	3,850 円	療養の給付請求書取扱料 救急医療管理加算 その他に該当するもの 摘要欄に内容を記入す
	明細発行体制加算	× 1 回	1	⑫	再診 1 回	1,420 円	
⑫	外来管理加算	52 × 1 回	52	⑬	指導 1 回	920 円	
	再時間外	× 回		⑧	その他	2,000 円	
		回				1,250	
時間外等加算や外来管理加算などは 内訳書左側「点数」欄で算定する。				小計	⑩ 9,440 円		
⑬	指導			摘要			
⑭	往診	回		⑪	医療情報取得加算 1	3 × 1	
⑮	夜間	回					
⑯	緊急・深夜	回					
⑰	在宅患者訪問診療	回					
⑱	在宅その他						

その他に該当するものは
摘要欄に内容を記入する。

医療情報取得加算 1 等の左の欄にないものは摘要に記入する。

37

請求権の消滅時効（令和2年4月1日～）

P1 20

労災指定医療機関としての診療報酬請求権の消滅時効 5年

時効の例) 診療日が令和2年4月5, 12, 20, 27日の場合
診療月の翌月1日から起算して5年となるため
令和2年5月1日から起算し、令和7年4月末日で請求権消滅

傷病労働者本人による療養の費用の請求の消滅時効 2年

休業(補償)給付	2年	障害(補償)一時金・年金	5年
介護(補償)給付	2年	遺族(補償)一時金・年金	5年

査定に対する再審査依頼について

年 月 日

労災診療費の減額に対する再審査依頼書

労災指定番号

医療機関名

責任者氏名

No.	区 分	内審査依頼の理由
1	労働保険番号	
	生 年 月 日	
	医療機関年月日	
	名額 (7桁まで)	
	内訳書請求金額	
	支 払 額	
	診療費差額	
	支払年月日	
	※ 診療年月	
	入・外	
2	労働保険番号	
	生 年 月 日	
	医療機関年月日	
	名額 (7桁まで)	
	内訳書請求金額	
	支 払 額	
	診療費差額	
	支払年月日	
	※ 診療年月	
	入・外	
3	労働保険番号	
	生 年 月 日	
	医療機関年月日	
	名額 (7桁まで)	
	内訳書請求金額	
	支 払 額	
	診療費差額	
	支払年月日	
	※ 診療年月	
	入・外	

(注) 内審査依頼書は厚生労働省から送られる診療費支払額込通知書の各項目を関連文
 のないよう転記して下さい。 ※ 診療年月は診療月を記入し、入院・外来の該当
 項目に○印をして下さい。

- 査定内容に疑義がある場合
再審査の依頼をすることができる
 査定金額や項目については、厚生労働省より発行される
 「労働者災害補償保険診療費支払振込通知書」にて確認
- 「再審査依頼書」に必要項目を記入し
 東京労働局労災補償課分室または
 東京労働保険医療協会へ郵送する
 (必要に応じて追加資料等を添付)

ご清聴ありがとうございました

⇒引続き、後半へ

労災診療費算定基準について

～疾患別リハビリテーション料と
 処置等の特例を中心に～